

竹の台地域委員会 「高齢」にかかわる勉強会

めざせ！ Happy100年人生 第10回

介護保険サービスの利用について 要旨

- 1 日 時：平成31年3月16日（土）13：30～15：00
- 2 場 所：たけのパーク フリースペース
- 3 参加者：15名
- 4 講 師：(株) ユイックス（えがおの窓口） 総括ケアマネージャー 柳本 ますみ氏
- 5 主な内容
 - (1) 筧委員長あいさつ
 - ・昨年来、高齢にかかわる様々な勉強をしてきたが、今回で10回目を迎えた。今後も、継続し、竹の台を安心・安全なまちにしていきたい。
 - (2) 講演内容
 - ・(株) ユイックスは、竹の台6丁目で「西神中央 えがおの窓口（078-993-6662）」として、介護保険の申請代行やケアプランの作成を行っているほか、グループホーム、デイサービス、居宅介護支援、訪問介護などの事業をしている。
 - ・「あんしんすこやかセンター」と「えがおの窓口」は、神戸市における愛称で、正式にはそれぞれ「地域包括支援センター」、「指定居宅介護支援事業所」という。
 - ・介護保険のサービスを受けたい人は、どちらに相談してもらってもよい。
 - ・65歳になると「介護保険証」が送られてくる（失くしても再交付が可能）が、実際に介護保険のサービスを受けるには「要介護・要支援認定申請」が必要
 - ・申請は「あんしんすこやかセンター」や「えがおの窓口」で代行できる。
 - ・申請には主治医意見書が必要なので、かかりつけ医を持っておくことが重要。意見書作成は神戸市から医師に依頼するので、申請したい人は医師にその旨お願いしておく。普段の様子を意見書に書いてもらうことが大切なので、「えがおの窓口」などにある「予診票」を使って家族の人が医師に伝えることもできる。
 - ・申請すると、訪問調査が行われ、全国共通の74項目についてヒアリングされる。家族が同席するなど、普段の様子を伝えることが重要
 - ・1カ月～1カ月半で認定の結果が出るが、介護にどのくらいの時間がかかるのかで、介護度が決まる。非該当という結果もあり得る。
 - ・認定の結果が「要介護1～5」であれば「えがおの窓口」と直接契約し、ケアプランの作成（居宅・通所サービスなど）を行う。「要支援1・2」であれば、「あんしんすこやかセンター」と契約するが、ケアプランの作成（介護予防が中心）は「えがおの窓口」のケアマネージャーが行う
 - ・なお、40歳～64歳でも、特定疾患のある人は介護サービスを受けることができる（健康保険証が必要）
 - ・ケアマネージャーは、本人や家族の希望を聞きながら、ケアプランを作成する。これに基づき、個々のサービス提供事業者と契約し、サービスを受ける。
 - ・介護保険で受けられるサービスの種類や回数等は介護度に応じて異なる。1割負担が原

則だが、所得によって2割負担や3割負担の人もある。

- ・自宅で利用するサービスとしては、訪問介護（ホームヘルパー、入浴など）、訪問看護、訪問リハビリなどがある。
- ・施設に通って利用するサービスとしては、通所介護（デイサービス）や通所リハビリ（デイケア（理学療法士などによるリハビリ））がある。
- ・また、短期間施設入所して利用するサービスとして、ショートステイがある。
- ・このほか、福祉用具の貸与（年10万円）、住宅改修（上限20万円）、緊急一時保護サービスなどがある。
- ・「要支援1・2」の場合は介護予防が中心になるが、同様のサービスを受けることができる。
- ・訪問看護を受ける場合は、主治医の許可を得て、訪問看護ステーションを探し、主治医の指示により看護を受けることになる（在宅の看取りまで可能）。
- ・介護保険により、施設に入所して受けるサービスとしては、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム＝「特養」）や、介護老人保健施設（老人保健施設＝「老健」）がある。
- ・「えがおの窓口」に相談して施設を紹介してもらうか、直接施設に申し込む。
- ・施設の担当者から具体的な説明を受け、よく確認してから契約する。ケアプランは、それぞれの施設のケアマネージャーが作成する。
- ・「特養」は、生活介護が中心で、「要介護3以上」の人が原則。ケアマネージャーを通じて申し込むが、待ち人数は100人以上（複数の申し込み可。申し込み順ということではなく、早ければ3カ月程度で入所できる）
- ・「老健」は「要介護1」から利用可。病状が安定期にある要介護者が家庭に戻れるように看護や医学的管理を行う。病院の地域医療連携室などと相談する。
- ・「グループホーム（認知症対応型共同生活介護）」については、「要支援2」以上で利用できる。
- ・このほか、介護付き有料老人ホームやケアハウスなどに入所している人（「要支援1」～）は、機能訓練等に介護保険サービスを受けることができる。

（3）主な質疑・要望

- ・グループホームにはどんな人が入れるのか。退所条件はあるのか。
→ 「要介護2」で認知症の人に入ってもらっている（「要介護3」以上は「特養」へ）。
認知症が進んでも退所してもらうことはなく、看取りまで行う（このため、「空き」が少ない）。ただし、医療ケアが必要となった人や、精神疾患等で薬によるコントロールが効かず、他の入所者に影響が出るような場合は、入院や退所を求める。